

事務所通信

2009 年 4 月号 No.46



(春の能生駅)

CONTENTS

- | | | | |
|--------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 高速道路料金の引き下げ | P4 |
| …新規事業は本業の延長線上に設定する | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 2009年税制改正大綱 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 労働保険料申告時期の変更 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

所長コメント

新規事業は本業の延長上に設定する

「隣の芝生は青い」ということわざがあります。商売で言うと、自分の仕事は厳しく、他の業種は楽そうに見えがちです。しかしほとんどの会社の新規事業はうまくいきません。もちろん成功した会社もたくさんあります。例えば、事務機のプラスが進出したアスクルやサッシメーカーが進出した住宅産業等々です。これらに共通するのは、メーカーが小売りに進出したとか物づくりの発展上に新規ビジネスを立ち上げた等々本業の延長線上にあることです。

第一に、**新規事業の難しさは、経営者が他の人に頼ることがまずあります。**例えば同じ飲食業でも居酒屋から出発した会社が寿司屋を始めたらすし職人が必要になります。寿司職人は居酒屋の社員が寿司を握れないのを知っています。そのためなかなか言うことを聞きません。会社の意思決定が届かないのです。

中小企業で一番肝心なのは、社長が全社員が辞めても維持できる、維持するのだという強い決意と覚悟を持つことです。その経営者の求心力が会社を支えているのです。大工、飲食等、職人を使う会社には絶対必要です。もちろん会計事務所は所長先生がひとりで事務所を維持することができることを皆が知っているので権威があるのです。

第二に、**新規事業は商売の勘が働きません。**慣れない分野なので勝手が分からないのです。長く下請商売を行ってきた中小企業の経営者の方々の夢は、最終消費者に完成品を売ることによってメーカーになりたいのです。しかし商品・製品はできますが問題は売り方や価格付け、包装マーケティング等々、あまりに未知の分野が多く費用も見積もれないのです。先が見えない商売になって失敗するのです。

第三に、**現行の社員がついてこないのです。**社長が一生懸命やっても今の仕事から抜け出ないのです。新規事業で赤字を出そうものなら不満たらたらです。本業に関係し、本業に還元できる仕事なら社員の納得も得られやすいのです。



2009年税制改正大綱

2009年税制改正大綱が1月に閣議決定し、国会に提出された内容をご紹介します。
政府では現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、減税（初年度4,690億円減税）を柱とした税制改正となっています。

<住宅・土地税制>

- 住宅ローン減税の適用期限を延長。最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引上げ。
- 自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設。

★一般の住宅取得の場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.00%
平成22年	10年間	5,000万円	1.00%
平成23年	10年間	4,000万円	1.00%
平成24年	10年間	3,000万円	1.00%
平成25年	10年間	2,000万円	1.00%

★認定長期優良住宅の取得の場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.20%
平成22年	10年間	5,000万円	1.20%
平成23年	10年間	5,000万円	1.20%
平成24年	10年間	4,000万円	1.00%
平成25年	10年間	3,000万円	1.00%

- 平成21年、22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について1,000万円の特別控除制度を創設。
- 事業者が平成21年、22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする制度を創設。
- 土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を据え置き。

<法人関係税制>

- エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、即時償却を可能とする等の措置を導入。
- 中小法人等の軽減税率について、現行22%から18%に引下げ。
- 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止。

<相続税制>

- 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を導入。
農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の見直し。

金融・証券税制

- 上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を延長。
国際課税
- 外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度を導入。

<その他>

- 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を減免。
- 住宅用家屋の売買等に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を延長。
- 入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長。
- 特定の石炭（鉄鋼、コークス及びセメント製造用）に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を延長。
詳しくは財務省ホームページにてご参照下さい

(http://www.mof.go.jp/seifuan21/zei001_a1.htm)

< 倉 又 >

労働保険料

申告・納付時期が変わります

平成20年度
ま で

4/1~5/20



平成21年度
か ら

6/1~7/10

- 労働保険料は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付しますが、その申告・納付時期が上記の通り変更となりました。
- なお、労働保険料等の算定方は変わりません。
- （4/1から翌年3/31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じた額）

～ パートタイマーと雇用保険 ～

パートタイム労働者が、次の①及び②のいずれにも該当する場合は、雇用保険の被保険者となりますのでご注意ください。

- ① 1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上

高速道路料金の引き下げ

『生活対策』（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づき、土日祝日の上限料金を1,000円とする割引や平日の全時間帯に3割引を導入するなどETCを活用した高速道路の料金引き下げが、順次開始されています。

料金引き下げスケジュール

3月20日（金・祝）

- 本四高速・アクアライン：土日祝は上限1,000円

4月29日（水・祝）

- 地方部：土日祝は上限1,000円（大都市圏跨ぎ等）

3月28日（土）

- 地方部：土日祝は上限1,000円（大都市圏跨ぎ等除く）
- 大都市近郊区間：土日祝昼間（6～20時）は3割引
- 阪神高速：土日祝は500円

以降、順次導入するメニュー

- 害路区間（飛騨トンネル等）割引（終日3割引）
- 土日祝 観光バス3割引
- 時間帯割引の100km制限の緩和

3月28日（日）

- 首都高速：日祝は500円

3月30日（月）

- 地方部：平日全時間帯で3割引以上
- ・昼間（9～17時）3割引は最初の100km以内に対して



◎料金の例

《新潟県》

「休日特別割引」による主要区間の料金

（上段：軽自動車等料金）

（下段：普通車料金） 単位：円

出発IC	到着IC	経路	通常料金		割引後料金※	
					0～6時 22～24時	6～22時
新潟西	福島西	北陸道 磐越道 東北道	3,450	→	1,000	1,000
			4,250		1,000	1,000
新潟西	高崎	北陸道 関越道	4,200	→	1,000	1,000
			5,200		1,000	1,000
新潟西	練馬	北陸道 関越道	5,600	→	1,500	1,700
			6,950		1,600	1,850
新潟西	長野	北陸道 上信越道	3,800	→	1,000	1,000
			4,700		1,000	1,000
新潟西	金沢東	北陸道	5,100	→	1,000	1,000
			6,350		1,000	1,000
新潟西	名古屋	北陸道 上信越道 長野道 中央道 東名	7,750	→	1,000	1,000
			9,650		1,000	1,000
新潟西	京都南	北陸道 名神	8,950	→	1,150	1,250
			11,150		1,200	1,300
新潟西	鹿児島	北陸道 名神 中国道 山陽道 広島岩国国道 山陽道 中国道 関門橋 九州道	22,500	→	1,850	2,200
			28,100		2,100	2,500

※土日祝日の0～6時・22～24時の間に、流入・流出または走行した場合「0～6時・22～24時」の料金が適用されます。

土日祝日のそれ以外の時間帯は「6～22時」の料金が適用されます。

< 原 >

Q1

当社は3月決算の株式会社です。当期9月の取締役会において役員報酬を改定し、取締役の報酬について一律10%ずつ増額することとしました。この場合は定期同額給与に該当しますか。

A

役員に対して支給する役員報酬の額について事業年度の中で改定した場合、事業年度終了後3ヶ月以内の改定又は業績悪化による減額に該当する場合のみ定期同額給与に該当し、損金の額に算入されることになります。

ご質問のケースは上記のいずれにも該当しませんので損金の額に算入することはできないことになります。

Q3

非常勤の取締役に対して半年ごとに役員報酬を支給しようと考えています。このような報酬は定期同額給与に該当しますか。また、所轄税務署長に対しての届出は必要ですか。

A

平成18年3月31日以前に終了する事業年度では、役員に対する臨時的な給与であっても継続して毎年所定の時期に定額を支給される報酬は損金の額に算入することとされていました。

平成18年4月1日以後開始する事業年度については、このような支給形態は「事前確定届出給与」に該当することになりますので、所轄税務署長に対し事前確定届出給与に関する届出書の提出が必要です。

Q2

3月決算の有限会社です。5月に開催される定時株主総会で、取締役全員の役員報酬の増額を決議し、4、5月分の増額分も含めて6月に一括して支給する予定です。このような支給方法でも、定期同額給与として損金に算入できますか。

A

損金の額に算入することはできません。
平成18年4月1日以後に開始する事業年度から改正された制度において、役員給与の位置づけは、あくまでその役員の職務執行期間開始前に、その職務に対する給与の額が定められている事を前提としています。つまり支給時期・支給金額について「事前」に定められていなければならないものです。従って、既に終了した職務に対して「事後」に給与の額を増額したものは損金の額に算入されません。

尚、改正前にあった法人税法基本通達9-2-9の2（役員報酬の支給限度額の増額に伴う一括支給額）は、この改正により廃止されています。

Q4

非常勤の取締役に対する役員報酬（事前確定届出給与に該当）を資金繰りの都合から実際に届け出ていた支給額より減額して支給しようと考えています。この場合、届出額の範囲内ということで、支給額は損金の額に算入されますか。

A

実際に支給した全額が損金不算入となります。
所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額とが異なる場合には、事前に支給額が確定していたものとは言えないことから、事前確定届出給与に該当しないものとなります。従って、増額支給の場合も減額支給の場合も、実際に支給した全額が損金不算入となります。



< 伊 藤 >

研 修 予 定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
4月17日(金) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 『平成21年度 税制改正セミナー』	加藤森理士事務所	加 藤 輝 守	1,000円
4月23日(木) 午後6時30分～	第2回 あいうえおセールスと 営業マンの基本的共育・教育	加藤森理士事務所	おのやま かずとし 小野山 和甫 先生	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ おあいそ



居酒屋等でお勘定を頼む時に言う「おあいそ」。漢字で書くと「お愛想」となるが、意味は「愛想尽かし」だった。昔はなじみの店でツケをすべて清算する事は、店との付き合いも清算することを意味した。そのため通の間では支払いの時全ての代金を支払わず、1割ほど残すのが粋だとされていた。

教育マガジン「おもしろ雑学集」より（担当：広川D）



休日カレンダー



4月（卯月）April

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 原・堀田
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17 テルモ経営研究会	18 丸田・村井
19	20	21	22	23 小野山先生セミナー	24	25
26	27	28	29 昭和の日	30		

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・土曜日も元気に営業しています。
（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

4月の税務



- 4月10日 平成21年3月分源泉所得税・住民税の納付
4月15日 給与支払報告に係る給与所得者異動届出（随時）
4月30日 平成21年2月決算法人の法人税等・消費税の確定申告、納付
平成21年8月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
平成21年11月、5月決算法人の消費税の中間申告、納付

あとがき

確定申告の期日が終わった翌日に気が抜けたのか少し体調を崩してしまいました。終わった早々これでは体力の無い証拠。元々身体を動かすことが好きではないため、社会人になってからは全く運動というものをしていません。身体が資本だし運動しなくてはと頭ではわかっているものの、実行に移すには腰が重く結局やらずじまいになってしまいます。昨年のはじめに WiiFit を購入したもののなかなか続かず、今冬に至っては寒いからということで完全に放置状態。結局はゲーム機を通してするものですので実際走ったりするよりは効果が薄いかもしれませんが、それでも全く運動しないよりは…ということで、徐々に暖かくなっているのをまた少しずつ再開したいと思います。

< 田 中 >